

東大和市休日急患診療所設置条例の一部を改正する条例

東大和市休日急患診療所設置条例（昭和50年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「東京都東大和市立野1丁目1034番地の2」を「東京都東大和市立野1丁目16番地の1」に改める。

附 則

この条例は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による立川都市計画事業東大和立野一丁目土地区画整理事業の換地処分公告のあった日の翌日から施行する。